

令和2年

南三陸町議会議録

第10回定例会 令和2年12月8日 開会  
令和3年3月1日 閉会

南三陸町議会

令和 3 年 2 月 5 日 (金曜日)

第 10 回南三陸町議会定例会  
(令和 3 年 2 月会議) 会議録

令和3年2月5日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
企画課震災復興企画調整監	桑原	俊介君
保健福祉課長	菅原	義明君
農林水産課長	千葉	啓君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	及川	幸弘君
建設課技術参考事 (漁港担当)	田中	剛君
上下水道事業所長	佐藤	正文君
企画課地方創生・官民連携推進室長 兼政策調整係長	佐藤	正行君

#### 教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君
生涯学習課長	大森	隆市君

#### 事務局職員出席者

事務局長	男澤	知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野	寛和

#### 議事日程 第1号

令和3年2月5日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第1号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第2号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第3号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議案第5号 工事請負変更契約の締結について

第 9 議案第 6 号 工事請負変更契約の締結について

第 10 議案第 7 号 工事請負変更契約の締結について

第 11 議案第 8 号 令和 2 年度南三陸町一般会計補正予算（第 8 号）

追加議事日程 第 1 号の追加 1

第 1 会議録署名議員の追加指名

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 11 まで

追加日程第 1

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。

令和2年第10回の南三陸町議会定例会2月会議であります。皆さん方の活発な御発言を期待いたします。

本日2月5日は休会の日であります。町長提出議案を審議する必要があると認められますことから、会議規則第10条第3項の規定により特に会議を開くものであります。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条ただし書きの規定により、議長においてこれを許可しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番佐藤正明君、7番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。令和2年第10回定例会の再開をお願いいたしましたところ、議員の皆様には御多忙の中、御対応を賜り、感謝を申し上げます。

本日、行政報告として、本町名誉町民高橋長偉氏の御逝去並びにお別れの会の執行について、御報告を申し上げます。

本町名誉町民高橋長偉氏におかれましては、昨年12月19日に御逝去なされました。

御生前は、平成3年4月に宮城県議会議員に当選され、以後、5期20年の長きにわたり、本町はもとより、気仙沼・本吉地域、そして宮城県全体の発展に御尽力され、その間、平成19年5月からは第35代宮城県議会議長という要職に就かれました。

また、志津川淡水漁業協同組合代表理事組合長として、本町の基幹産業である漁業、その主力魚種であるアキサケの安定的な資源造成にも御尽力され、宮城県内水面漁業協同組合連合会代表理事長、宮城県さけます増殖協会の会長理事といった要職に長くあられたほか、商工業・林業と本町の産業全般を力強く牽引いただきました。

さらには、社会教育といった分野におきましても、合併以前から長く体育協会長を務められるなどし、本町のスポーツの振興等、幅広くお力添えを賜りました。

そのような生前の数々の御功績をたたえ、哀悼の意を表すべく、南三陸町名譽町民条例に基づき、明日2月6日午後1時より、本町総合体育館文化交流ホールを会場にお別れの会を執り行います。

このお別れの会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から自由献花方式により執り行うこととし、並びに高橋家との合同により執り行います。明日のお別れの会には、町内外の多くの皆様に御参列いただければと考えております。

ここに改めて本町名譽町民故高橋長偉氏に心からの敬意と感謝をささげ、謹んで御冥福をお祈り申し上げるものであります。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時04分 休憩

---

午前10時32分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 参考資料の数ページにわたって行政報告ございます。年度末ということもあるのかなと思って、大分多いなと思っております。

1件目の上の山緑地等の整備工事についてなんですかけれども、あの近く、現在訪れてみると、もともと、何でしょうね、築山というか芝生の部分があって、あずまやなんかがあって、散策できるようになっていて、もともと志津川保育所が建っていた跡地を駐車場であったりとかそういうふうに整備していくんだという計画は前々から伺っていて、それは周辺の市街

地活用にも十分に寄与するものだろうと思って議会でも議案を通過しているわけですけれども。

私のイメージですと、今まで使っていなかったところをしっかりと整備して使えるようにすると。それで、今まで使えていたところはそのまま使えるままなのかなと思っていたら、立入禁止のロープが張ってあって、あの辺りの芝生であるとかあずまやのほうに行けないようになっているんですね。なので、その工事の関係なのかどうなのかというところはちょっと分かりませんけれども、今、町民の憩いの場所として整備されているところをわざわざ封鎖して工事をし直すと。そういうふうにはちょっとイメージしていなかったもので、その辺り、なぜそのような形になるのか。

また、上の山の緑地、しっかりと整備していくためには、今ある部分と新しく造る部分の一  
体感といいますか、イメージとして連続しているんだよということも必要なのかなと思うん  
ですけれども、その辺りどのようになっているのか、分かっている範囲でお答えいただけれ  
ばと思います。

それから、25件ですかね、全て、全部であります。もちろん予算の関係上、議会に報告のあ  
るもの、ないもの、様々あると思いますし、工事名それから工事場所のところに大体のその  
場所はあるんですけども、町として全体的にどのような位置関係にあるのかとか、議会と  
してどういう工事が行われているのか視察したい際に、なかなかこの資料だけでは現地まで  
行くこと難しいのかななんて思いますので、この資料としてそういった情報を付け加えてい  
ただくということが可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の上の山緑地の関係でございますが、基本的には従前のものを新しくするということでございまして、どうしても、散策路といいますか、のほうの舗装等の修繕等々もございますので、やはりどうしても工事区域ということもございまして、安全確保のために一部ちょっと立入りを制限させていただいているということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） これまで一定の、何ていいますか、割合で、数量的にお示ししてい  
る内容が少なかった中で、今回特に多いというようなことで、そうお感じされているのかな  
という部分もあるんですけども。必要とされれば資料を作つてお出しすることは可能であ  
ります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 上の山については、安全上必要だということのようです。私、何回かあそこよく通るので、安全対策必要かなと、現地見ると思つてしまいますが、工事として必要だということであれば、御理解いただくしかないのかなとは思いますが。工期、3月ということにもなっており、何でしょうね、あの地域が面的に整備されるということを期待するものでありますし、そこまで事故がないようにということは十分留意していただきたいとは思いますが、せっかくあるもので、活用できるものは活用したいなどは個人的には思っております。そこの1点だけ申し添えさせていただきます。

それから、2点目につきましてですけれども、技術的には可能だということで、どの辺りがどこまでやる必要があるのかということは、お互いの議会と当局執行部の皆さんとのやり取りの中でということだとは思うんですけれども。ここまでやっぱり件数が多いと、ちょっと把握が正直煩雑になってしまつなんという部分もありますので、1件、2件、3件という場合はよしとするとか、その辺りはさじ加減難しい部分もありますし、そういうことを言うと、いやこれは全ての議案に対して、全ての報告に対してしなければいけないと四角四面に考えてしまう形もあるのかなと思いますが。こちらの今質問した本意としては、できる限り理解していきたいという趣旨ですので、その辺りお取り計らいいただければありがたいなどいうふうに申し添えて、私の質問といいますかお願いですかね、終わりにしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 資料提出につきましては、議長のほうから執行部のほうに要求をいたします。箇所、数関係なく、全て要求をいたします。

ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何件かお聞きしたいと思います。

台風19号の復旧工事が数々あるんですが、期間も3月末のような形の工期日程となっていますが、その工期日程の中で台風19号の復旧工事全て終わるのか。その辺が1点。

あとは、2件、防火水槽ということで8ページにあるんですが、防火水槽の整備もこれで終わりなのか。これが2点目。

あと、3点目に、志津川地区の大上坊、米広地区の道路というのは狭隘で、災害復旧の道路工事、あとはそこを流れる小川とか、そういった感じの復旧工事に関して、車の通行に支障ないのか。ただ、支障があったときは、どういった方法でこの地区の地区民の交通を確保していくのか。

この3点お聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず1点目の19号災ということで、すみません、今、3月末の工期とさせていただいてございますが、今後におきましては、ちょっとこれからということでございますので、なかなか終わらない工事もございますので、繰越しの承認をいただいて、来年度も継続で施工ということになろうかと考えてございます。

それとあと、3点目の米広地区の狭隘な道路の付近の災害復旧に当たってということでございますが、当然、通路のほうにつきましては、必要に応じて、通行止め等々必要だということであれば、やはり生活道路ということもございますので、その辺は迂回路とか、あとは時間帯での通行規制とか、そういった形で、極力地区の住民の方々に御不便をおかけしないよう対応を取りながら進めさせていただきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 防火水槽の御質問にお答えします。

防火水槽については、古いものも、蓋つきのものでなくて相当古いものもありますので、そういうものは町内逐一点検して、必要に応じて工事をしていくということは必要だと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の建設課長の説明ですと、今、私、町内で見るのは八幡川の川底を削るか、あと護岸の工事進んでいますが、結構なかなか季節とか気候に応じてやっぱり工事が遅れたりとか、あと大雪、豪雨、その辺も鑑みると、結構やっぱり工事は延びるのかなと思いますので、その辺も考慮した今回の工事の発注とはなっておりますが、なかなか想定ってできないとは思うんですが、最低限度このぐらいまでには町としては工事を終了したいというような、そういう考え方があれば、その辺お聞かせください。

あと、この順番でいうと、大上坊、米広の件なんですが、やっぱり1台通るのもなかなか、車の待避所があって初めて通行できるというような場所で、住民も奥のほうまでたくさんのお住民が住んでいて、また、あそこを歌津地区とか別な地区のほうに行く道路としても活用している方もあるので、交互通行とか時間規制とか、その辺は取らないとなかなか工事が進まないというような状況が、誰が見ても分かるような状況だと思います。この工事というのは、被災後に私も行ってみたんですが、なかなか結構大変だなというような感じを受けました。

町のほうの御苦労と、あと受注された建設業者さんの御苦労を考えれば、その辺は工事の整備を一日も早く完成させるというのがその第一義であると私は思いますので、その辺、安全

を確保しながら、町のほうには早期の完成を目指して業者に指示とか、協力し合ってやってほしいと思います。

あと、防火水槽なんですが、今、総務課長のほうから答えが出ましたが、古い防火水槽もあると。そして、今回、2件の防火水槽が新しく整備されるというような感じの内容ですが、古い防火水槽、これというのは何年以上たつと古いと判断されるのか。

そして、今後、改修工事というか、そこを今後も使えるような形に防火水槽を手直しすると、そういった箇所というのは、今現在、町で把握しているのは何か所ぐらいあるのか。その辺分かれば教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の19号災のほうの工事の完成時期ということでございますが、早期完成を目指してはございますが、本来であれば9月、10月ぐらいに全て発注を終えたいということで事業のほうは進めてまいりましたが、いろいろ諸手続であったり、あとその入札のほうでどうしても不調、不落と、なかなか、町の工事だけではなく、県とか国のほうの災害復旧工事もあるということで、なかなか業者さんほうも配置する人員が不足したりということで、発注契約がちょっと遅れてしまっているというのが実情でございます。ものによって時期というのはちょっと変わってくるかとは思うんですが、今の段階では、早期に完成をしたいということで御承知、御承知といいますか、御了承いただければと思います。

また、米広につきましても、当然ながら、今、御指摘のように、やはり時間帯での通行規制とか、あとは片側交互通行とか、そういった手法を用いまして、極力やはり地区の住民の方々に御不便をかけないような方法を取って施工したいと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 防火水槽の修繕といいますか改修については、年数というよりは実際の劣化状況を見ながら、使用に堪えないとか、あるいは今後の使用を考えて更新してまいりたいと考えております。

全体の数量に係る資料、今日この場に持ち合わせておりませんので、それについては後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 建設課長にもう1件だけお聞きしたいのは、町内を車で通行しているとやっぱり工事現場を目にするんですが、ひころの里に上がっていく入谷地区の道路なんです

が、その護岸が早期にもうできた箇所もあるのですが、その辺の箇所というのは県の工事なのか、それとも町の工事なのか。そして、県の工事だとしたら、県が工事の完成が早くて、町は工事の完了が時間がかかる。これは入札の査定とか、工事の被害の査定とか、その辺の問題はあると思いますが、そのひころの里に向かうあそこの2か所の工事、常に目にするんですが、1か所がもう大体護岸整備が終わっているというような感じなんですが、工事の発注というのは県なのでしょうか。その辺だけ最後にお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、正確な場所がちょっとあれなんですが、町の工事もございます。当然ながら、順次発注を進めてきているという状況もございますので、どうしても早く手続したものについては早期の完成を見込みますし、発注手続どうしてもやはり時間を要しますので、遅れたものに関してはいろいろ業者さんのはうの立て込み具合等々もありますて、どうしてもちょっと現在の契約に至っているというような状況もございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いろいろ質問されたようですが。台風関連が多いようですが、その中で疑問を感じるところ2つほどありますので、解いていきたいなと思います。  
3ページの3つの事業、工事あります。それで、入札業者7社、3つとも同じメンバーであります。それで、同一の業者が3つとも落札しているわけですが、その中には1,000円の差で落札していると、予定価格よりですね。ホールインワンなんてありますから、ぴたりのとあっておかしくはないんだろうと思いますが、私から見れば神業的だなと感じております。後がないわけでありまして、この1社が3つ取ったことによって、工期内にこれ終わるのかなと。これまで大分、地域の方々には延び延びして迷惑かけてきているわけありますので、その辺心配するんですが、いかがなものかなと。

それから、8ページの、さきにも出ましたが防火水槽であります。これも同じメンバーで、ほとんど予定価格も同じであります。別々に取っているわけですが、1社で2か所やったほうが何か安くできたのかなというような思いもあるんです。入札ですから、そう簡単にいかないところもあると思いますがね。ここも、伊里前のほうを先に入札したのか、あるいは戸倉のほうを先に入札したのかは分かりませんが、仮に伊里前を先に入札したとすると、ここもちょっとおかしいかなと思うんですが、最高額600万円で入れて、次入れるときは最高額がもっと低いのが当たり前なのかなというような感じがあるんですよ、最高額600万円で入れて

落札できないわけでありますので。それよりも安く入れるのが普通なのかなと思うんですが、これが高くなっていると、最高額がですね。これどういう、どういうって、入札ですからいろいろなことがあるかと思いますが、どうもすっきりしないなと、そんな思いでありますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の3ページの3件同一業者ということでございますが、適正に入札を執行してございますので、純然たる入札結果ということだと考えてございます。

それとあと防火水槽ということでございますが、ちょっとすみません、順番どちらが先かは総務課長のほうからお答えをいただきたいと思うんですが、こちらにつきましても、業者さんにおかれまして見積もった結果で適切に入札をされているものと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 私の立場で答える部分を建設課長が答えてしまったんですが。金額の非常に水準が競争されてもっと下がることを期待している思いというのは正直あります。これかなり99%台というような状況で。これが業者の方々にとって今どういう状況かというのは、あまりこちらで詮索するものではないんですが、本当にこの台風関係の工事入札は、非常に業者の方々にとってもう今忙しくて忙しくて人手がなくてということで、全く受けられないような状況の中で展開されてきておりましたので、どうしても業者さん方にとってあまり無理が利かないといいますか、態勢が十分に整わない中での受注環境という状況にございまして。入札の結果自体については適正に執行させていただいておりますので、それ以上は申し上げることはございませんけれども、結果としてこういうことだというふうに御理解いただきたいと思います。

通常、ちょっとどこの数字か追い切れないでしまったんですが、1回目の例えば入札3回やんなくちゃいけない、入札価格に達しないときは、1回目入札価格に達しませんので再度入札を行いますといって2回目の札を入れていただくんですが、その際には1回目の一番低い金額が追いついていないですから、それより低い金額を入れるというのが通常の入札の形式となっております。それで、とてもそれ以上出せないという会社は辞退という形で札を入れていただくという中で行わせていただいております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 結果的にこうなったと。適正であるのが当たり前であって、適正であってほしいなと。必ずしも、一般的にといいますか、社会的に異論が噴出しないような方法で、

ことのないように、今後とも努めていただきたいと。

先ほども言いましたけれども、各工事とも大分延び延びしているわけで、台風のほう忘れてしまうような感じになっていますので、その被害でありますから、いずれにしても早く完成に向けた努力すべきだと思います。

○議長（三浦清人君） 2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、私から1点だけ、確認のためちょっとお伺いします。

6ページの歌津コミュニティ図書館魚竜解体工事という工事名ですが、魚竜解体工事となつて、その右横、工事概要のところで、解体撤去処分工事とあります。ちょっと私これ文字を見てびっくりしたんですけれども。魚竜を解体して撤去して処分すると捉えたんですが、まさかそんなことはないと思うんですけども、一応念のために、どういった工事内容なのか、その魚竜はどうなるのか。総合支所のほうに移されるんだろうと思ってはおりますが、念のためお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） ただいまの御質問ですけれども、議員お見込みのとおりでございまして、中に展示してある化石類については、歌津公民館ホールにこれから移設をして、その後に建物の解体をということでございますので、御承知願います。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ほっとしました。

それで、ちょっと私、現場、現地ではちょっと見ていないんですが、吉野沢の収蔵庫のほうは、以前、学芸員の方と中を拝見させていただきました。中には立派なドイツやイタリアのレプリカの魚竜、化石もありまして、かなり迫力のあるものでした。こういったものも一緒に総合支所、公民館部分のところに展示をされるのかどうか。この辺りの見せ方、どのような感じで出来上がるのか、その辺りもお聞かせいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 吉野沢倉庫に収蔵してございますイタリアベザーノの魚竜化石の標本、レプリカですけれども、それとドイツのホルツマーダンの魚竜化石の標本、この2体を同じく歌津公民館ホールに移設して展示をするという計画でございまして、実は来週、魚竜図書館の展示物について引っ越しをして、それから引っ越し業者によって吉野沢収蔵庫のこの2点の展示物も引っ越しをさせていただくと。それで、この吉野沢収蔵庫の2点についてはかなり大きいですから、ホールの床の強度を考えたときに中に置けないものです

から、歌津総合支所のマチドマのほうに置かせていただくという計画でございます。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開をいたします。

書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を続行いたします。（「さっきの残していった、防火水槽の箇所」の声あり）

防火水槽の件で、総務課長より発言を許します。

○総務課長（高橋一清君） 先ほど、防火水槽、町内の箇所数についての御質問を保留していました。200か所になります。うち、蓋のない箇所で今41か所ございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。3点お伺いいたします。

まずもって、1ページの、同僚議員も質問ありましたけれども、上の山緑地の整備工事についてです。この工事概要見ますと園路広場工という、ありましたけれども、前回にも私質問したんですけども、保育所跡地は砂利で駐車場にするという御答弁のようでしたけれども、そこはどのようになる、そのままなのか、工事内容詳細に御説明願います。

それと、ここは同僚議員も話していましたけれども、緑地は芝生があって、築山なんかあって、結構公園にはなっているようなんですけれども、どのようにこれが改修されるのか。先ほども同僚議員が聞いてましたけれども、その聞いていないところで御答弁お願いします。

それと、この工事の財源内訳をお伺いします。

それから、5ページの新型コロナウイルス対応キャビン建設工事、非常にこれ前回、コロナ対策でいいことだなと私思いました。これについて、やることについては評価します。ただ、これ造った後に、コロナがいつ終息するか分からない、そういう中で、これ多分、工期を見ますと今年度中には終わるんですけども、新年度になると、時期も春から夏ということで、多くの人に利用されることと思います。その中で、私、危惧されるのは、使った後のコロナ対策で掃除とか、そういうものはどのようにしてやっていくのか、その辺、使用後ですね。

それと、それから6ページです。6ページの令和元年度町道大船梨の木線道路災害復旧工事あります。震災後間もなくから、この梨の木線は入谷に通じる道路で、非常にここの改良というものを地元民から要望があったところだと私は思っております。そうした中で、71メー

トル、道路災害復旧71メートルなんですけれども、その拡幅、あそこ狭いので拡幅も要望されていますけれども、拡幅するのか、この71メートルの区間、これだけでは足りないと思うんですけども。この場所、位置的なものと、道路の拡幅までいくのかどうか、その辺内容をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　財源内訳。震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君）　上の山の緑地等整備工事の財源内訳なんですけれども、こちらの今の時点では予定ということになりますけれども、ドコモさんからの寄附350万円、残りにつきましては社会資本整備総合交付金を充てたいなと考えております。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　上の山緑地の詳細ということでございますが、水飲み場の撤去、それと園路といいますか散策路の舗装版の撤去等が60平米とか、あとは縁石ですね、縁石を変えるとか、あとは舗装版を破碎してそのまま舗装し直すといったもの。あとそれとパーゴラ撤去、あとは再設置と。あと旧保育所跡地につきましては、前にもちょっとお話をさせていただきましたように、一応砂利舗装ということで1,000……約900平米ほどを73台の駐車スペースを確保するというようなものでございます。

それと、3点目の梨の木線でございますが、県道の志津川登米線から入って間もなくの場所と。ちょっとすみません、間もなくの場所ということで申し訳ございませんが。

それとあと災害復旧ということでございますので、拡幅等はできないと、現況復旧ということでございますので御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君）　商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君）　キャビンの運用の関係ということになりますので、当課のほうで答弁をさせていただきます。

完成後におきましては、基本的には指定管理者において管理をしていただくということになりますかと思いますが、御懸念のコロナ対策というのは、もう既にあるキャビンもその対応を図ってございまして、当然に消毒というのは行いますし、予約調整をしながら、そういうところには万全な体制を取っていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　1点目の上の山緑地ですね。いろいろ説明お伺いしても、それに3,000万円かかるのかなという私の思いがあります。その中で350万円ドコモさんからの寄附で、あとは社総交ということなんですけれども。この上の山緑地、私、再三、また今回も言います。

あそこは、志津川小学校に上がる、登れる、ですよね、上の山からこう、つたって。今、現状のままだと、川が氾濫した場合に、小学校、町長は国道を通じて小学校の体育館に避難すると申していましたけれども、私はそれは、あの川が氾濫したらば到底あそこは通れない、人の命を守ることができないと私は思うんです。であれば、目の前に、駐車場のところに上の山緑地がある。そこから小学校に通ずる道がある。そうしたときを考えると、あの駐車場からさんさん商店街、町民、その周辺にいた人たちがいち早くその上の山緑地に登れる階段があれば、そこは避難できるのではないかなどと思われるんです。その辺、今後の活用といいますか、階段を私は強く望むものですけれども。そういう計画をしていただきたいと思うんですけども、その辺をお伺いします。

それから、次のキャビン、これは今後とも、春から一年中こういうものに観光客の人たちが来るということについては、これは今後ともこれに期待したいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それから、次の梨の木線ですね。大船から入るところということの説明でした。そこは、原状のままのということなんですけれども、今後、あの路線も狭くて擦れ違いが大変なところです、そういう今後の計画があるのかないのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 避難路それから避難所の関係ですけれども、あの辺において最も安全な場所ということで志津川小学校を指定避難所ということにさせていただいておりますので、上の山を迂回して小学校に行くよりも、直接、道路を最短距離で避難していただく計画のほうがより確実に命を守れるだろうというふうに町では考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町道梨の木線でございますが、先ほども申し上げましたとおり、災害復旧事業でございますので原状復旧と、原状の機能を復旧するというのが目的でございますので拡幅はできないということでございます。

あと、今後において具体的な計画ということでございますが、局部的にはちょっと可能性があるとは考えてはございますが、今のところ、全線にわたりとか、具体的に拡幅していくというような計画は、今現段階ではございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 最短コースだとおっしゃいましたけれども、万が一あの八幡川、今、護

岸を造りましたから、水というものは速く遡上してくるんです。あれがあふれた場合、川があふれた場合、それでも小学校に国道を通じて避難するのが最短と考えておりますか。私は、そういうことを想定したときでも、あの上の山から小学校に上がっていくコースのほうが町民の命が守れると思うんです。すぐ、階段造ってあれば、あそこから、駐車場から皆そこに登れるというほうが最短コースだと思います。その辺、今後、あそこに階段造る、造って、町民、観光客の人たちの命を守るというほうが私は先決でないかと思われますけれども、その辺の御答弁もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議員、川があふれた場合という想定で御質問ですが、申し訳ないんですが、川があふれる以前に避難をしていただきます。川があふれた場合を想定するというのは、恐らく川に大量の水があふれる状態までそこで待っているという状態の後であればそういうお話になるかもしれませんけれども、その手前に十分な時間がありますので、志津川小学校に移動していただくように町では促すべきだろうという計画でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。1番須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 1点だけ確認させていただきます。

5ページ最下段、コロナ対応定住促進住宅整備、これ移住定住とか空き家利用という形の事業だと思うんですけれども、従来の空き家対策として、私、認識していたのは、低予算で改修をして、それで低額な家賃でお住まいいただくという形のやつは認識していたんですが、その類いとはちょっと違う事業なのかなと、勝手に今勘違いしているかもしれないんですけども、もし同じ事業でのこの中身なのか、それともまた別な形でのこの移住定住策としての事業なのか、ちょっとそこを確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 御質問の件ですけれども、これまでの空き家バンクとはまた違う形ということで、これコロナ交付金を使わせていただいている事業になりますけれども、町のほうで空き家をお借りして、それで改修して、それでその改修後の物件に移住者なり住んでいただいて、家賃収入というものを町のほうが受け取るという、以前ちょっと答弁しましたけれども、総務常任委員会から御提案いただいた中間管理住宅というものの仕組みと考えていただいて結構です。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） これ期間的には、ある程度一定の期間を設けてという形なんですね。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 一応制度の検討としましては、10年間ということ  
で物件をお借りしてということで考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど大きく伺いたいと思います。

これまでの答弁ですと、今回の発注、9月から10月の入札予定という、そういう答弁あった  
んですけども、これがこの報告にあるように、12月2日、12月24日、1月20日、1月25日  
の入札となった、その主な要因というんですか、事務手続の煩雑等あるんでしょうけれども、  
そのところを簡単に伺いたいと思います。

あともう1点、今回のこの入札に関して、庁舎の出入口の掲示板に先日貼り出されたわけで  
すけれども、その中に入札辞退者の業者が結構、各入札で見受けられました。その辞退者  
が多かった要因というか、どのように捉えているのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。当課といたしまして、早期復旧を目  
指すということで、9月、10月の全発注を目指して事務を進めておったところではございま  
すが、何分ちょっとその件数が多いということで、マンパワー不足も一つの要因として挙げ  
られます。それと、中には複数回入札に付している案件もございます。それにつきましては、  
やはり業者さんほうでの受入れ態勢が整わない。やはり抱えている工事件数の問題等もござ  
いまして、なかなかちょっとお請けいただけなかつたというような案件等もございまして  
現在に至るというような状況でございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先ほどちょっと触れた辞退、辞退事業者が多いというような部分で  
すけれども、要因は、簡単に言えば、復興事業も今追い込みに来ているということで、そち  
らが走っている状況の中で、加えて台風災害の事業を発注しようというようなことになりま  
すと、技術者が既に復興事業についておりますので、そこから新しい工事を請けるために必  
要な人材が事業者にいないというような状況が起きます。そういった中で、指名入札などを  
する場合に、指名を受けておきながらも、請けたくても請けられないというような事業者が  
辞退をされるケースが多々出ております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 入札が遅れた要因として、課長は早期復旧を目指したということですけ

れども、もう1点の理由としてマンパワー不足という、そういう答弁ありました。そこで、事務の取れる職員、優秀な職員いっぱいいるんでしょうけれども、そこで伺いたいのは、庁舎内でのこの同じような事務を取れる職員の縦割りを廃したような応援とかそういったやつは検討できなかったのか。その点伺いたいと思います。

あと、辞退者が多かったということは、要因、技術者の掛け持ちができないで、取りたくても取れないという、そういう課長の答弁あったんですけれども。ちょっとこれ分からぬから聞くんですが、技術者の掛け持ちの特例みたいなものはあるのかないのか、その点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目のマンパワー不足という部分での課内での、課内とか役場庁舎内でのそういった職員を使えなかったのかという御質問かと思いますが、やはり技術的な部分、積算、あとは設計の精査等々、やはりちょっと専門的な分野になってまいります。したがいまして、やはり技術屋さんに限りがあるということもございますので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 専門的な技術を持った方が使い回しといいますか、掛け持ちできないうのかということになりますと、やっぱり現場の安全で確実な工事の進行をさせるということにおいて定められた法律がありますので、簡単にそういうことはできないものだと思っております。

○議長（三浦清人君） 特例はないのかという質問。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 特例はございます。県に準じて、10キロ以内であればとか、詳細な資料が今ございませんので詳細の御説明についてはちょっとできませんが、掛け持ちも可ということで入札の条件書等に記載をさせていただいて、やっと今回これだけの数が落札していただいたというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そこで、今回こういった入札が遅れた要因として、何に一番時間を取りれたのか。主な要因、積算とかいろいろあるんでしょうけれども、その点伺っておきたいと思います。

あと、特例がないのかということで、あるということで、それは現に今回適用になったのかならなかったのか。そして、適用にならなかった場合、この法に触れない状態での特例は今

後使っていく必要があると思うんですけれども、その点どのように考えているのか伺います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の主な要因ということでございますが、やはり設計、発注と積算ということでございますので、やはりどうしても数量の確認であったり、積算の内容の精査であったりというような部分でやはり時間を要したということもございますし、あと先ほど来申し上げておりますとおり、なかなか不落、不調というようなところもございます。

あと、特例に関しましては、今、現段階で入札の参加条件等に記載等をさせていただいて、適用しておるというところでございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長、その特例、要するに現場管理者と思うんですが、その詳しい話、今、手元にないようだから、内容がね、後でお話しさせてもらいます。

ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。  
これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第1号工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
(「退席ですね」の声あり)

退席を許可いたします。

6番佐藤正明君が退席しております。

お諮りいたします。

本日の会議の会議録署名議員のうち1名が欠けたことから、会議録署名議員1名を追加指名する必要があります。この際、会議録署名議員の追加指名について、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。

よって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

職員をして追加日程を配付させます。

暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

---

午前11時47分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開いたします。

---

追加日程第1 会議録署名議員の追加指名

○議長（三浦清人君） 追加日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

本日のこれ以降の会議における会議録署名議員として、会議規則第126条の規定により、8番村岡賢一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

ただいま会議録署名議員の追加指名を行いましたことから、これ以降の会議における6番佐藤正明君の会議録署名議員としての職務を解きます。

○議長（三浦清人君） それでは、議案第1号の提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第1号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和元年度町道横断1号線外道路・河川災害復旧工事（その2）に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第1号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書1ページを御覧ください。

契約の目的、令和元年度町道横断1号線外道路・河川災害復旧工事（その2）でございます。

契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

契約金額、7,480万円でございます。

契約の相手方、阿部藤建設株式会社でございます。

続きまして、議案関係参考資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

工事の場所でございます。入谷字天神地内でございます。

当該工事につきましては、道路災害復旧工事、河川災害復旧工事、査定番号の81006号、それと81301号、81506号の3案件を一括発注しているものでございます。

合わせまして、施工延長につきましては132.9メートル。工事の内容としましては、コンクリートブロック104平米、舗装の復旧77平米、橋梁につきましては上部下部一式と、それとあと旧橋の撤去と、一式というような内容となってございます。

工事の期間につきましては、令和3年3月26日までとしてございますが、これにつきましても、御承認いただいた後、繰越しという予定でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

こちらのほうに位置図を添付させていただいてございます。

もう1枚おめくりをいただきまして、12ページには災害査定番号81006号の平面図と標準横断図。

続きまして、13ページには査定番号81301号の側面図、平面図、断面図を。

14ページには査定番号81506号の平面図、標準横断図を添付させていただいてございます。

あと、15ページには工事の仮契約書の写しを添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いいたします。

この横断1号線、物すごい去年おととしの災害でした。それで、やっと、ああやっと今、工事が進むんだという思いです。災害復旧なので、本当はもっと早めにすべきでなかろうかなと思われます。ここまで延びてきた要因は何だったのか。その1点と。

その間、町民皆さんにどの程度の親切な説明、時期がこのぐらいかかりますよとか、そういう内容の町民に対する説明があったのかどうか、その辺と。

それから、Lが27メーターとありますけれども、こここの図面だけではちょっと、このメーターがここからここというのが分かり知れない部分があります。その辺と。

それで、前払い金がざっと考えて、700……半分ぐらいが前払い金3,700万円、半分なのかどうか、この前払い金の額ですね、何%になっているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問は、早めにできなかつたのかということでございますが、先ほど来ちょっと御説明をさせていただいておりますとおり、本案件につきましても、これ4回目の入札チャレンジでやっと落札をいただいたという状況でございます。そういうこともございますので、御理解をいただければと思います。

あと、町民の方々への周知ということでございますが、路線数がちょっと多いということもございまして、個別に地区の代表の方々等にはお話をさせていただいたりはしておりますが、全町的な周知、広報等というのは、残念ながら、大変申し訳ございませんが行ってないというのが実情でございます。

それとあと、前払い金につきましては50%まで可ということで定められてございますので、半分の額を前払いとしてお支払いするということでございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　4回目の落札ということなんですけれども、その間、不調だったわけですよね。そういうような不調の中で、金額が折り合わないのが不調の原因なのかなと思われますけれども、この額にたどり着くまでの額が幾ら上がったのか。

それと、災害復旧予算だけでできるのか。100%それなのか、単費が幾ら入るのか、その辺もお伺いいたします。

そうですね、50%までができるということなんですけれども。50%全額前払い金なんですけれども、例えば業者さんからその50%で前払い金お願いしますよとか、50%でなくてもいいはずですよね、30%、45%、40%、その辺の希望があったのかどうか、その辺もお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　1点目の御質問、額の変更があったのかということでございますが、基本的には内容の変更はございませんので、額の変更というのは生じないはずなんですが、積算する時点で、年に4回ほどですか、単価等が変わる場合がございます。そういった社会情勢に合わせた金額の変動はありますが、基本的には中身は変わってございません。

先ほど来ちょっと御説明をさせていただいておりますが、4回まで至った要因というのは、やはりなかなか、請け負う方々の事情によって、不調、不落というのが続いて、今回やっと受注をしていただいたというような状況でございます。

それとあと、単独費が入っているのかということでございますが、基本的には単独費は今、現段階では入ってございません。

それとあと前払い金なんですが、これにつきましては、業者さんからの申出ということではなく、町としまして一応50%まで前払いできますよと。これは、できます規定になってございますので、業者さんからも請求がなければ前払いをしない場合もございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では、すみません、後ろのほうからいきますけれども、前払いについて50%までできますよということなんですけれども、今の説明ですと、業者さんから前払いの請求がないときはそれをしないということもできるということなんですけれども、それを理解すると、この50%というのは業者さんから請求があったものと、私、解するんですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

それから、4回の不調で額が変わっているということなんですけれども、社会変動によりと いうんですけれども、以前は、震災後は東京の単価で人夫さんなどもかなりの変動が、毎月 のように変動がありましたけれども、ここ数年はそういうのの変動がないということを伺っていますけれども、その辺はどの程度、大ざっぱで、細かいことまでいいんですけれども、 どれぐらいの額が上がったのか、1回目の予定額と、今回4回目ですから、どのぐらいの差 があったのか、大体でいいですでお答えください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず最初、請求が、前払いの関係でございますが、工事の場合はどうしても資材等々、注文に要する費用ということで、工事に関しましては、まず前払いの請 求がないということはまずないということが1点。

それとあと、その額の変動ということなんですが、大変申し訳ございません、ちょっと今、 手元に資料がございませんので、幾らというお話はできませんし、あと、要は、社会情勢に 合わせて資材等の単価も4か月に一度ずつ、更新のあったものについては改正をされてきて おりますので、物によって変動のあんばいというのがちょっと変わってまいりますので、そ の辺につきましては御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私、橋台、今回、橋もやるので橋台ありますけれども、あの橋台の右側、 上流部分に起点となっています。そこから10メートルとありますけれども、今回その橋台の 取り……上流側は全然今までどおりのり面としていくのか。今回のあれで結構流されている 感じがあるので、その橋台だけがちつといっちゃんうと今度はその上流部分がまたえぐられる のではないのかなと、そんなふうに考えています。河川と道との境界がまだまだ奥にあるか らまだ大丈夫だという思いなのか、その辺を若干お伺いします。

あとは、今、横断1号線、工事して使用していますけれども、その取付け部分、その北側部 分、その辺の護岸の工事と認識するものですけれども、今後、横断1号線工事で、その護岸

が、今回やる護岸がそのまま生きてくるのか。あるいは、私とすれば、これは災害復旧ですけれども、あの横断1号線工事と抱き合わせでいくのが一番地域の人にとってもいいのかなと、そんなふうに考えておりましたけれども、その辺の考えはいかがなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございますが、橋梁の下部工の付近につきましては、一応ブロック積みをする予定となってございます。

それともう1点目につきまして、すみません、申し訳ございません、もう1点目、ちょっともう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。大変申し訳ございません。

○議長（三浦清人君） ここで暫時、昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後0時01分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（三浦清人君） それでは会議を開きます。

午前中の今野議員の質疑において、後で説明ということがありましたので、建設課長に説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 午前中の工事の行政報告の中で9番議員から御質問のありました件について、答弁をさせていただきます。

現場代理人、主任技術者ともに、工事間の距離が10キロ以内の場合については2件まで兼務可ということでございます。これは宮城県の方法にのっとって、準じてやっているということでございます。ただしその主任技術者につきましては、下請負の総額が4,000万円未満という規定がございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） それでは、12番菅原辰雄君の質疑に対する答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 午前中に引き続き答弁をさせていただきます。

先ほど、横断1号線と一緒に発注はできないのかという御質問でございました。

まず、横断1号線、ちょっとなかなか御承知のとおり、交付金事業、予算のつきがなかなか思わしくないということもございまして、今、現段階での現予算での発注範囲に入っていないというの一つと。それとあと手続上の話としまして、災害復旧と別事業と一緒に発注するということになりますと、重要な変更と同様にまた国の許可を必要とするということで、

そうしますとやはり、また1か月ないし2か月ということでその手続に時間要するということもございまして、災害復旧のみの発注としておるところでございます。

○議長（三浦清人君） 12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、同時発注は制度上難しいということでありました。それを同時にやれば、また1か月、2か月かかるということでありましたけれども、あえて言いますれば、これまでいろいろな事情があってこれだけ遅れてきたんですから、いやそれぐらいできたんじゃないのかという、そういう考えも出てくるのが至極当然ではないかと思います。ただ、そういうことで今回は別の発注ということで了解いたしました。

12ページの地図で見ますと、赤の着色の分、この辺横断1号線なんですが、ここ今度、横断1号線、いつこの辺の工事区間は発注になるかと、これちょっと分かりませんけれども、この辺だと40センチか50センチ路盤が高くなる、そういう認識ですけれども、今回の工事で今後の工事を見越して護岸を高くしてやるのか。多分、そうしていかないと後でまたかかるのかなと、そんなふうに思います。路線は多分、現道をこの辺は利用するものと思いますけれども、その辺の考えはどうなのか。

あとは、橋なんですけれども、せっかく造るので、いろいろな制約あると思うんです、災害復旧なら原状復旧ということであると思うんですけども。あの辺は横断1号線やったって路盤はそんなには変わらないかと思うんですけども、若干高めになるんじゃないかと、そういう予想の下に、今回、原状復旧からちょっと逸脱するかも分かりませんけれども、高くして、向こう側の、向こう側というか清流会館のほうから向かって向こう側が坂になりますので、若干でも高くして、新しい道路ができたときできるだけ水平にいくような形を取っていければいいのかな、そんなふうに思っています。

あとは、河川護岸工事に当たり、田んぼ、農地を多分借りると思うんです。一応、工期は3月末になっていますけれども、それじゃ到底終わるわけはないので、そうすると、工事が長くなるということは、昨年、それで本年と2年連続で耕作できなくなります。土地を借りれば、その辺は町のほうで費用は、費用というか借地料は出ると思うんですけども。2年連続、今年は、今回は出るとして、そうすると、台風被害があった次の年は、その分、大した額じゃないかも分かりませんけれども、まるっきりその分については収入がないんだということでありますけれども、その辺何か個別に助成とか補償、補償というのはちょっと言葉違うかも分かりませんけれども、考えられないのか。

あるいは、あとは、災害復旧やると60万円以上はそういうふうなことで国の費用でやるとい

うことありますけれども、小口の分について、いろいろ沢々とか、沢、いろいろなところで被害出ていますけれども、その辺の調査の進捗具合とその辺の対応は、以前言ったように町単費で本当にやれるのか。やれるのかじゃない、やってもらわなきゃいけないんですけれども、その辺の考え方お聞きいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の12ページの護岸でございますが、こちらにつきましては原状復旧で、高さはほぼ同じ高さとなります。横断1号線につきましては、これに要は影響しない範囲で施工する予定としてございます。

続きまして、13ページでございます。橋梁の部分でございますが、橋梁につきましては、旧橋から、おおむねでございますが、約40センチほど路面は一応上がる予定となつてございます。

それとあと、農地の関係ということでございますが、1月に入りまして説明会等、地区のほうで開催をさせていただきまして、一応借地料で何とか御協力をいただくようにということでお理解はいただいているのかなと考えてございます。

それとあと、小さいものの復旧ということでございますが、今、町単の予算ででき得る限り、予算の範囲内で個々にちょっと復旧のほうにも当たってございますので、それがする全てに当たるかどうかというのは、ちょっと予算の範囲ということもございますので一概にはお答えできない部分はございますが、一定規模のものについては当然ながらやっていきたいとは考えてございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。

12ページの1号線の路盤について、40センチぐらい上がるんですけども、今回は災害復旧ということで、今のままで止めるということですね。それで、93メートルの中で77平米でしたっけ、ということは、本当の何十センチのあれで舗装は修理していくということですね。ちょっと確認なんですが、今回のあれでもって、あれは、今回、災害復旧でやるところは、この次の横断1号線の工事で生きてくるんですよね。ということは、今のままでやるということは、あとその上はのり面で対応するということでおろしいのか。

あとは、こっちのほうは大体40センチ上がるということで、フラットになるのかな、新しい道路ができたときね。そんなふうな認識です。

あとは、その小さいところ、予算がある限り、予算って、今後必要に応じて予算は組んでい

くんでしょう。災害復旧であれして、災害査定じゃなくて単費でやると言ったんですから、足りなくなったら、今後、予算を計上して、全部対応していくということでおろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の12ページのブロックと、あとその横断1号線の関連でございますが、まさに議員おっしゃるとおり、上がった分はのり等で処理をするということになりますかと思います。

あと、その小口の災害復旧については、議員おっしゃるとおり、ちょっとその規模にもよりますが、必要に応じて予算を計上して実施をしていきたいとは考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「議長、確認なんですか」との声あり）9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 先ほどの答弁保留の確認、この場でよろしいですか。

○議長（三浦清人君） 答弁保留ですか。

○9番（今野雄紀君） さっき答弁保留の答弁いただいたんですけども、私、今回の多い発注の中で特例の件数は工事内であったのかと、そういう確認もお願いしたつもりだったんですけども。該当があったかどうかですね、技術者の掛け持ちの。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。休憩間に答弁させます。

午後1時21分 休憩

---

午後1時21分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第4、議案第1号の質疑を続行いたします。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

6番佐藤正明君が着席しております。

---

日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君）　日程第5、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第2号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度町道横断3号線外道路・河川災害復旧工事（その1）に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　議案第2号、工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書の2ページ目をお開きください。

契約の目的、令和元年度町道横断3号線外道路・河川災害復旧工事（その1）でございます。

契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

契約金額、9,460万円でございます。

契約の相手方、株式会社サト一工務店でございます。

続きまして、議案参考資料の16ページをお開きいただきたいと思います。

工事の場所でございます。入谷字桜葉沢地内外でございます。

工事の概要でございます。こちらにつきましても、先ほどの工事同様、査定番号81007号と81507号の2本を合冊で発注としてございます。トータルしまして、施工延長といたしまして163.9メートル、コンクリートブロック483平米、あとは舗装工が13平米、あとはL型が158平米となってございます。

工事期間につきましては令和3年の3月26日までとしてございますが、こちらにつきましても、御承認をいただいた後、繰り越して来年度においても施工するという予定でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

17ページには位置図。

続きまして、18ページには査定番号81007号の平面図、標準横断図。

19ページには査定番号81507号の平面図を添付させていただいております。

20ページには同じく断面図を添付させていただいてございます。

21ページには工事の仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第3号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和元年度町道横断3号線外道路・河川災害復旧工事（その2）に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第3号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書3ページをお開きください。

契約の目的、令和元年度町道横断3号線外道路・河川災害復旧工事（その2）でございます。

契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

契約金額、1億1,220万円でございます。

契約の相手方、株式会社須藤建設でございます。

続きまして、議案関係参考資料の22ページをお開きいただきたいと思います。

工事の場所、入谷字桜葉沢地内外でございます。

工事の概要でございますが、こちらにつきましても、査定番号81008号、81009号、81010号、81508号、81509号の5本を合冊で発注しておるものでございます。合計しまして、施工延長305.7メートル、コンクリートブロック878平米となってございます。

工事期間につきましては、令和3年3月26日までとしてございますが、御承認いただいた後には、繰越工事となる予定でございます。

続きまして、23ページには位置図を添付させていただいてございます。

24ページには81008号の平面図、断面図。

25ページには81009号の平面図、断面図。

26ページには81010号の平面図、断面図。

27ページには81508号の平面図、断面図。

28ページには81509号の平面図、断面図を添付させていただいてございます。

29ページには工事の仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。ございませんか。13番山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 13番です。

1号議案から3号議案まで台風の被害による災害復旧工事、御説明をいただきました。また、行政報告等でも入札状況による災害の復旧工事、入札等の工事が記されておりましたが、さて、この台風の災害による工事は、残るはどのくらいの数になるのかお知らせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 台風19号災、令和元年度災でございますが、今、査定決定は86件受けてございます。手続中、契約手続中も含めて、今83件ということで、率にしますと96.5%。まだこれから手続、入札手続というものが3件というような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 農林課所管の台風19号災の町単独事業につきましては、町内26か所でございます。これにつきましては、できるだけ早く入札手続を行って、年度内に契約を行うと。それで、来年度、繰越事業という形で予定しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 建設課のほうからは、担当課のほうから96.5%。また、農林水産課長の

ほうからは、年度明け取り進めるということでしたが。

その中で、建設課のほうにもお伺いをしております、全くその後の手つかずの場所がそのままになっておる場所をお伺いしたことがございますが、その後の進展はどのようになっておるのか。細かいことは申し上げませんので、これを言えば課長お分かりかと思いますが、その点についてお答えをしていただきたい。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町道樋の口線沿いのお話かと解釈をして、返答させていただきます。

ただいま、上のほうですか、ソーラーをやっております会社さんほうで、設計コンサルさんをお願いして、復旧方法のほうは検討をしているということで、決まり次第、町のほうに御相談に来ますということでございますが、まだ現段階でその相談にはお見えにはなっていないということで、何度か、いつ頃になるんですかということで御連絡は差し上げてはいるんですが、今ちょっとまだ明確な答えはいただけていないという状況ですので、早い段階で皆さんに御安心できるような形で相談をさせていただければと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） その樋の口線ですが、石泉の方向に向かう箇所も、のり面ですね、土砂災害の箇所も含まれておるわけですか。改めて確認ですけれども。

それと併せて、なるべく早く早くと言いますが、新しい年を迎えてもう2月になりました。時の過ぎるのは早うございます。また、行く末は台風等案ぜられる時期がそこまで来ておりますので、早く、早め早めとはお答えであります、その所有者にその点も含めて、改めて迅速に進められるように取り組んでいただきたいという思いでお伺いをしました。その1か所お伺いして終わります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町道樋の口線から石泉に向かうところということでございますが、ちょっと関連性があるんじゃないかなというふうには考えてございまして、どういった計画でどこをどうされるのか、それによりましてそちらのほうの対応についても御相談をさせていただきたいと考えてございますし、確かにおっしゃるとおり、今年度、年が明けまして2月というところでございますので、こちら、町のほうからちょっとまた業者さんほうに催促をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第4号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第4号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第4号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、平成30年度西戸橋橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第4号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

契約の目的、平成30年度西戸橋橋梁災害復旧工事でございます。

契約金額、変更前3億3,311万320円、変更後3億6,939万4,920円。3,628万4,600円の増額でございます。

契約の相手方、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料の30ページをお開きください。

こちらに西戸橋橋梁工事の主な変更内容ということで挙げさせていただいてございます。

橋梁下部工につきまして、現場で工事実施に当たりまして支持地盤が想定よりも2メートルほど深かったということによりまして、くい長が長くなつたということで、500万円の増でございます。

あと、築堤・護岸工でございます。こちらにつきましては、護岸の施工に必要な進入路を川沿いに、河床の川の中に設置をしてございましたが、当初その乗り入れ部分のみトンパックと言われる大型土のうで押さえる計画等してございましたが、やはりちょっとその川の流れ等々があるということで、下に下りた部分、約100メートルほどなんですが、そちらのほうにもやはりそのトンパックを置かないと仮設道路が流されてしまうということもございまして、トンパックを増工としてございます。それによりまして400万円の増でございます。

あと、作業ヤードの整備工ということでございますが、県工事、県工事といいますのは河川の関係、あとは国道の関係、それとあと圃場整備の関係等々もございまして、作業ヤードを数度、何ステップかにわたって造っては移し、造っては移しというような必要が生じたことから土工数量がちょっと増えてございまして、それに伴う500万円の増ということでございます。

それとあと、道路の改良工、国道45号線でございます。路体盛土、あとは排水構造物の設置に伴いまして水替工、水替工が一番大きいところではございますが、すぐそばに、御承知のとおり養魚場等ございまして、排水構造物を入れるに当たり、その排水を流すための水替えが必要になったということから700万円の増でございます。

あとは、仮回し道路、国道45号線でございます。こちらにつきましては、当初、災害査定でこちらのほうで考えておりました法線ではやはりちょっと安全性に問題があるということで、道路管理者、交通管理者と協議の上、若干法線を膨らませた関係がございまして、それに伴う増工ということで400万円でございます。

それと、仮橋の撤去工。本来は、これは県に委託をしてやる予定としてございましたが、県ではちょっとできかねるということでございまして、町で撤去をするということで、1,100万円の増。

合わせまして3,600万円の増という内容でございます。

31ページには、仮橋撤去工の追加変更ということで、位置図、あとは平面図、断面図を添付させていただいてございます。

あとそれと、32ページ、33ページには、工事請負変更の仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何件か聞きたいと思います。

45号線沿いのこの部分なんですが、なかなか工事が進んでいる状況が目に見えて現れてこないというような感じに私は思っていました。今現在の状況を見て、県工事の河川堤防の進捗というのはどこまで今来ているのか、その現状を教えてください。

あと、今回の西戸橋なんですが、今、仮設の西戸橋がありますが、それは1,100万円かけて町のほうでもう解体するんだと、そういった話聞きましたが。今度新しくできる橋というのは、45号線沿いに車の休憩の場所があると思うんですが、あの辺から折立川に直角に橋を架けるのか。そうした場合に、橋の根本の部分が国道との高さを考えた場合に、どうしても低いような橋の形状になるんじゃないかと思って、その辺が私は心配なんですが、橋の高さというのは国道よりどれぐらい高くなるのか、その辺お聞きします。

あとは、折立川のあの場所というのは、現在進められている県工事の河川堤防以降の場所だと思うんですが、あの辺も津波で護岸が随分えぐられて、今トンパックでもって、何か災害とか大水が出た場合の補強のためにトンパックといいますが、西戸橋以降の護岸というのはどういった形状で整備されるのか。

なかなか今の説明だけでは分からないので、今の3件について、初めにお答えをお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 県の防潮堤につきましては、今の仮設橋ですか、あの周辺まで、今、県のほうで施工を進めておるということでございまして、あと新西戸橋が開通した後に仮橋を撤去いたしまして、新西戸橋の下流域になりますが、そこまで、仮設橋を撤去した後に県のほうで整備をするという予定になってございます。その上流部の整備につきましては、大変申し訳ございません、県のほうに確認をする必要がありまして、今、申し訳ございません、どの程度どこまでというのをこの場ではお答えができませんので、その辺は御了承いただければと思います。

それとあと橋の高さでございますが、現状、現場行って御覧いただけたとお分かりいただけるんですが、ほぼほぼ45号線と同じ高さになってございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 県の進捗は県じゃないと分からぬというような、建設課の課長の説明ですが。この新西戸橋の橋の高さは国道45号線と同じ高さということで、問題はないのかというような形に私は考えます。小森地区の仮設の橋も、道路と同じ高さに仮設の橋が整備さ

れて、三陸道の完成とともにあそこは解体するんだと、これも県の仕事だと思うんですが。どうしても、上流から流れる堆積が川に堆積します。そのときに、あの高さでまた橋を造つたならば、それというのはなかなか今後問題、大水が出たときの問題とかになると思うんですが、そういったところを考慮しないままに、橋を国道45号線のままで整備するのか。それに問題はないのか。それでもって、またその部分に災害が発生したら、町の新西戸橋の整備に不備があったというような形になるんですが、その辺は理解した上で45号線と橋の高さは一体だというような、高さは同じだというような感じの説明なんでしょうか。その辺もう一度お願いします。

今後の新西戸橋に関しては、国道45号線から西戸地区にわたって橋ができた先というのは、農地を整備して、奥地までの道路、拡張した道路ができるのか。その辺も設計並びに工期の予定というのは、町では既に計画、それができているのか。

その辺3点お聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 橋の高さにつきましては、当然ながら、ここは県管理の河川となつてございますので、県との協議が済んでおります。ということは、河川の断面として問題がないと県のほうで判断をされた上で施工しているということでございますので、その辺について御理解をいただければと思います。

すみません、あと、もう2点、再度、申し訳ございません、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 新西戸橋が完成した後に、奥のほうの西戸地区に入していく道路が今後整備されると思うんですが、この航空写真というか地図を見ていると、西戸橋から真っすぐに農地を通り抜けて道路が整備されるというような感じの形だと思うんですが、その辺はどこまで計画と設計が進んでいるのか。

そして、この辺全ての完成が、今回の落札業者の中の仕事の中にその農地の道路も含まれているのか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変失礼いたしました。

西戸橋から西戸部落への道路でございますが、ベースのほうは圃場整備のほうで整備をしていただいてございます。ただし、その圃場整備のほうでは舗装ができないということでござ

いますので、舗装工事については本工事とはまた別に一応発注をする予定としてございます。

それとあと、いつ通れるんだと、完成時期ということでございますが、さきの議会では一応年度内に完成をさせて、4月頃から供用をさせたいんだということで御答弁を申し上げておったところではございますが、関連工事等々の調整によりまして若干遅れが生じております。今の予定でいきますと、4月中旬ぐらいに舗装を行いまして、新西戸橋の開通をしたいと。その後に仮橋を撤去して、あとは県のほうにお渡しをするというような、大まかな流れでございますが、そういった予定でおります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今後の工事の工程というか段取りというか、その辺の流れは今の課長の話で分かりましたが、今回の3.11の大津波によって西戸橋はもちろん、その後の橋脚も流れ、やっぱりあの巨大な津波にはコンクリートの橋であっても容易に流されるという現実を知った中で、同じような高さで橋を造って、今後、再度また来るかもしれない津波に対しての対策としては、私は、県、町も含めてちょっと考えが甘いんじゃないかなと。地域民のことを考えると、あそこの荒町の入り口まで瓦礫は流れ着いたという現実を知ると、やっぱりその辺というのは、何か大災害があったら、また壊れたらまた直せばいいという考え方でいいのかなというふうに、その辺疑問を持ちます。県のほうとの協議に関しては、今後想定される大災害、大津波、あとは気候変動、その辺で大津波と豪雨、豪雪に関して、今のままの橋の整備で果たしていいのかというのは、もう一度県のほうと協議すべき私は今回の事案だと思います。

とにかく、先ほど質問の最後の質問の中で、ここにまた同じような同様な問題が発生した場合は、どこの責任になるのでしょうか。県の責任でしょうか。それとも、町の整備手法に、もうちょっと高くしてくれないかという要望を込めれば、あそこを50センチでも1メートルでも斜めの国道の変更によって高めの橋ができるんじゃないかなと、素人考えなんですが、そんなふうに思っています。だから、そういった将来を見据えた橋の整備、その辺というのは、町も県も想定していかないとダメなのかなと思いますが、その辺についてもう一度答弁お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、県のほうの、宮城県の方針いたしまして、俗に言うL1津波と、数十年に1度程度起こるのではないかという津波を想定した上で、防潮堤の高さ、あとはそれに付随する構造物の高さも決められておるという状況

でございます。

当然ながら、今、議員おっしゃったように、今回の東日本大震災についてはL2と俗に呼ばれております。L2津波が来れば、当然ながら今の防潮堤等も乗り越えるということで、要は、県のほうとしまして、確率の高い津波に対しては防御をして、それ以上の今次津波という際には高台のほうに避難をしていただくということで、L1対応ということになってございまして、それに合わせた形で、今回の西戸橋につきましても、県の防潮堤につきましては、河川堤防ですね、河川堤防につきましては、この新西戸橋までは来ないと、その手前で終わるということでございますので、L1には対応しているということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いいたします。

30ページの参考資料の中で、3回、今回で4回の変更になるわけですよね。これらの変更に3回でもよかつたのかなという部分も見受けられるんです。例えば、下部工なんていうのを10本のやつを5本また追加ということなので、3回のときで、あるいは2回、その前で分からなかつたのかどうかね。もう4回ぐらいとなると、ええ、何だこれ、またもまたもと、私たちでさえ、素人の私たちでさえそう思うので、一体この要因がどこにあったのか、その辺お伺いいたします。

それから、その仮設の撤去工、仮橋を取るということで、県のほうから、県のほうと協議して、工事の関係から町のほうでやってくださいと言われたということなんですけれども。このことによって、増減額、県がやることだったのを町でやることに対して額が動かないのか、ゼロベースでやれるのか、その辺も併せてお願いします。

それと、復興事業なので、100%国からの復興費でやるのか、財源内訳もお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 第3回の変更でよかつたんじゃないかということでございますが、工事でございますので、いつの議会だったか御説明申し上げたと思うんですが、やはりどうしても現場のほうに手をかけないと分からぬという部分もございますので、どうしても、第3回で終わればよかつたんですが、その後において事象として発生したと。ただし、本来であれば議会の議決を経て工事を着手するというのが筋とは思いますが、そうしますとその工事をストップしなければいけないという部分もございますので、指示書という形で請負契約金額の範囲内で指示を出して、一部、大変恐縮ではございますが、先行着手させていた

だいたい部分も正直ございます。

それとあと、仮橋の撤去が町になって負担がないのかということでございますが、それにつきましては、一応、基本的には災害復旧事業を県に委託ということでございますので、それが町になったからといって費用負担が増えるということではございません。災害復旧費でその辺については手当てをされるということでございますので、御理解をいただければと思います。（「財源内訳」の声あり）

○議長（三浦清人君） 財源内訳。（「建設課長」の声あり）建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 財源につきましては、基本的には災害復旧ということでございますので、全額国費ということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、これは、30……この完成がこの3月で終わる、工期ですね、年度内に終わるというような予定でよろしいでしょうか。これもまた繰越しになるのか、その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど4番議員の御質問にお答えしたとおりでございます。本来、今年度内に西戸橋を完成させて、4月に入ったら開通をさせようという予定でおりましたが、工事間の調整等によりまして若干遅れが生じております。ですので、最終的にこちら開通するのは4月の下旬という見込みとなってございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 資料の31ページ。橋の幅が4メートルとなっているんですけども、そして、西戸の集落に続く、先ほどの前議員も聞いた道路の幅というのは、幾らぐらい圃場整備のあれでなったのか、伺いたいと思います。

あと同じく32ページの、ちょっと今の質問、私、聞きはぐったんですけども、32ページの完成期日が3月30日となっていて、そして供用開始が4月の半ばということなんですが、この日付はこのままでいいのかどうか、確認お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 幅員ですね。参考資料の31ページにつきましては、これは、すみません、現在ある仮橋が増工するということで、仮橋の図面でございます。西戸橋につきましては、一応幅員6メートルという予定でございます。これはあくまで仮橋の図面でございますので、御承知おきをいただければと思います。

それと契約の日付でございますが、こちらにつきましても、御承認をいただいた後にちょっと繰越しと、一部繰越しという予定をしておりますので、現段階では工期は年度内となってございますが、最終的に完了するのは年を越してしまうということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ新西戸橋の幅は6メートルということなんですかけれども、そこから続く、地区に入る直線の道路というのは、そこ何メートルになっているのか。以前ですと、仮橋から集落のほうに行くには車が擦れ違えなくて、途中で待機していて、行ったり来たりしていたんですけども、今回この真っすぐの道路はどれくらいの幅なのか、車が擦れ違えるのかどうか、確認お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません、ちょっと今手元に詳しい資料がないので明確なお答えはいたしかねますが、今手持ちの資料を見る範囲ですと、ほぼ同程度の幅となってございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第5号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第5号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第5号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和2年度町道名足線外舗装補修工事に係る工事請負変更契約の締結について、南

三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第5号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

契約の目的、令和2年度町道名足線外舗装補修工事でございます。

契約金額、変更前1億5,400万円、変更後1億8,076万7,400円。2,676万7,400円の増となってございます。

契約の相手方でございます。日建工業株式会社県北営業所でございます。

議案関係参考資料34ページをお開きいただきたいと思います。

こちらに主な変更の要因ということで記載をさせていただいてございます。

路上路盤再生工。工法をかさ上げ工法、本来、舗装版を削って、それを路盤材にして、その上に舗装という方法を考えておったんですが、現地のほう、側溝等、構造物が入っている箇所も多々あるということで、標準工法ということで、路盤の高さを上げずに舗装版を撤去して舗装をかけるという工法に変更したことに伴う増といたしまして2,200万円の増でございます。

それとあと、表層工。これは具体に申し上げますと、中山線と並の浜線、ちょっと急勾配、勾配で言いますと6%を超える部分があるということでございますので、安全性を考慮いたしまして、滑りづらい舗装の構成に変えさせていただきたいということで、300万円の増でございます。

あとは附帯工ということで、道路の補修に合わせまして、今、町道内に入っています水道の空気弁であったり消火栓であったり、そちらのほうの高さの調整が必要になってきたということでございまして、そちらで200万円の増。

合わせて2,700万円の増ということでございます。

35ページをお開きください。

35ページには、町道名足線の今回の舗装の補修区間。工法変更、それとあと空気弁等のかさ上げ箇所を表記させていただいてございます。

36ページ、（聴取不能）には町道の中山線の施工区間、工法変更区間。それと、急勾配、

6 %を超える勾配ということで、合材の種類を変えたということでの、その合材を変えた位置の旗上げをさせていただいてございます。

37ページには、町道白松線。こちらについては急勾配のところございませんので、全区間にわたり工法の変更でございます。

38ページ、町道葦の浜線でございます。こちらにつきましても、全区間、工法変更。それと一部急勾配の部分につきましては、合材、舗装の材料の変更。それと、あとは道路内にあります構造物の調整のためのかさ上げということで、位置図を添付させていただいてございます。

39ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 2点ほどお伺いします。

この中で名足線の長柴墓地の下のほう、今現在やっていますけれども、今後、今舗装してしまうと、あそこは生コンのヤードがあるんです。それで、今、立派にしていますけれども、その生コンのトラックが出入りするわけですけれども、地盤的にあそこ軟弱なのかなと思われますけれども、仮に今後その今やっている道路が前のようにわだちだの何かになるという可能性が出てくるんじゃないかなと思われますけれども、これは災害復旧でやっている道路でないので、その辺は、災害復旧ですか、その辺をお伺いいたします。今後もそれが適用になるのかどうか。

またもう1点は、白松線の37ページ。名足線から泊崎半島線に入っていってから、これも今、立派に舗装なっていますけれども、白松線の半分なんですね、520メートルというと。その先、海側にこの半分があるんですけれども、むしろそちらのほうが、基盤整備したところなので、わだちなんかたくさんあります、現在。それが今後、この事業に該当できるのか、今後ですね、ここで終わりなのか。その辺、2点お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。名足線ですね、生コン、共同プラントの出入口傷むんじゃないかということでございますが、可能性とすれば確かにございます。傷めば補修という必要が生じるかと思いますし、あとその共同生コンさんですか、いつまでその事業されるかというのにもよううかと思いますので、その辺は今後経過を見ていきたいと。当然、その舗装が通行にちょっと支障を来すぐらい危険な状態ということになれば、当

然ながら今後補修はしていくことになろうかと思います。

あと2点目の白松線でございますが、待避所の手前で止まっていて、海岸までですか、あと半分ぐらいあるんだけれどもそっちはというお話ですが、これは過去に、震災後に、事業はちょっと忘れてしまったんですが、一度ちょっと舗装を修繕しているという経緯があるということで。今回この事業、復興交付金を財源としてございます。あとその裏財源につきましては震災特交で補填されるということで町からの手出しあはゼロということでございますが、白松線に關しましてはそういう事情もありまして、当時その予算要求の際に、区間としてここまでしかお認めがいただけなかったということでございますので、今後、復興交付金事業、基本的には復興10年ということで、一部来年度以降も認められる部分はございますが、基本、今後新規というのは原則あり得ませんので、白松線についてはここまで終了ということになります。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　理由については、前回、何年だか分からんんですけども、1回改良しているということで、今回はできなかつたという答弁だと解しますけれども、その期間、何年たたなきやできないと、そういう法的な根拠、そういうものがあるのかどうなのか。

それと、今後できないということなんですかとも、かなりあそこの海側のほうはこれから先のほうが傷んでいるんです。むしろわだちが出たり、雨が降るとそこが沼になって。地盤的には改良工事したところなので、大分弱く道路もなっているので、その辺をクリアするのにその法的根拠、何年前にやったという根拠が該当するんであれば、その辺をお知らせください。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　何年前にやったかというような根拠というのはございません。要は、復興庁さん等の申請の協議において、震災後に直した区間は認めないとということで、現路線で、現区間でなったものと解釈をしてございます。

あとその修繕する必要があるんじやないかということでございますが、修繕ということになりますと、維持管理の範疇ということになりますので、維持管理ということになりますと単費でやらざるを得ないということでございますし。あとは適宜、白松線に限らず、やはり舗装傷んできている部分等々、ほかの路線にもございますし、そちらにつきましても順次、修繕等必要な場合については行っていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君）　ほかに。9番今野雄紀君。

○ 9番（今野雄紀君） 2点だけ伺いたいと思います。

今回、この名足線ほか白松線、葦の浜線の工事なんですけれども、復興工事で傷んだ道路の復旧という、そういう事業だと思うんですけれども。そこで伺いたいのは、復興で傷んだ道路なんですが、今回というか、歌津地区が認められたわけですけれども、以前この件に関して聞いたとき、町長、ほかの町内地区の道路も一応ノミネートしたけれどもここしか認められなかつたと、そういう答弁いただいていた経緯があるんですが、この場でお分かりでしたら、この三、四路線以外にも、どういった道路が傷んでいたかという、そういう候補に上がった道路を二、三、紹介していただければと思います。

あともう1点は、先ほど前議員も聞いたんですけれども、今後、復興工事終了して、傷んだ道路が要所各所あるわけですけれども、今後の道路整備の計画等を立てるのか、どのような形で管理していくのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時12分 休憩

---

午後2時28分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課政策調整係長が退席し、企画課長が着席しております。

9番今野雄紀君の質疑に対する答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問、その他の候補等はなかつたのかという御質問でございますが、当該事業は復興交付金事業の防災集団移転促進事業を基幹とする効果促進事業という位置づけでございます。ということで、今回の補修路線につきましては、防災集団移転、要は造成の際に発生した土砂を運搬したがために傷んだ路線を補修するという内容の事業でございまして、たまたまこの4路線、町道ということで、補修をしておるということでございまして。あとは、強いて把握している範囲でお話を申し上げますと、清水小学校前の路線についてもやろうということで計画があったようでございますが、あちらのほうは県の河川工事に合わせて、県のほうで修繕をしていただいておるというような状況でございます。

それとあと、そのほか戸倉地区、志津川地区の防災集団移転事業につきましては、ほとんどが国道、県道沿いを土砂運搬したということでございますので、たまたまこの4路線以外に該当するところがなかつたということでございます。

それと、2点目の補修の計画ということでございますが、議員おっしゃるとおり、今後、舗

装傷んだ部分もございますので、計画的に、計画を練って、今後計画的に修繕等を進めていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長の答弁で、清水小前あたりは県の工事で代わりにしたということなんですけれども、そこで、伺いたいのは、先ほど課長答弁あった国道、県道を使って造成の土砂を運搬した道路は、ほとんど、何というんですか、修繕しなくとも立派になっているのかどうか、そこを確認しているかどうか伺いたいと思います。

あと、今後の整備計画なんですけれども、やはり先ほど課長答弁あったように、適時というあれもありましたが、ある程度の優先順位が決められる基準というんですか、そういったものを明確にしていく、置いておく必要があると思うんですけども、その点どのように計画に反映させるのか伺います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問、国道、県道でございますが、そちらにつきましては、先ほどちょっと補足すればよろしかったのかもしれません、今回の路線については、舗装が傷んだ主な要因がもう防集事業の土砂運搬というのがある程度明確化されてございます。その他の国道、県道につきましては、国・県の災害復旧を含んだ車両等も通っておりますことから、今回の防集事業を基幹とした効果促進事業には対象にはならないということが一つと。

あと、じゃあ全てが直っているかということでございますが、それについては全てではないというふうには思っておりますが、今後、その道路管理者さん、それぞれ県であったり、国であったり、適宜補修をしていただけるものと考えてございます。

それとあと、補修の計画ですが、その辺も議員おっしゃるように、ある程度一定の基準等、確かにこれ必要なことだろうとは考えてございます。ですので、そういったものも含めて、今後計画的な補修、予算確保も含めて検討していきたいということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町道の補修ですけれども、これから単費ということになると思うんですが、そこで軽微なというか、よく職員の方たちが直せるような小さな穴とか陥没のようなものは、今後速やかにというか、できたらすぐ直せるような、せめてそういった体制をつくる必要があると思うんですけども、そのところを伺って終わりとします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ポットホールということかと思いますが、なかなか、すぐということで、適宜把握したものについては、当然、事故の危険性等もありますので、御連絡をいたいたいたもの、あとは町のほうで発見したものについては速やかに対処をしているというところでございます。ただ、やはり路線延長も相当ございますので、なかなかパトロール等、定期的に回れればよろしいところではあるんですが、どうしてもやはり災害復旧事業等々優先せざるを得ないということもございまして、なかなかちょっとそのパトロールがし切れていないというのが実情でございます。ですので、逆に、地区の方々にも、地区に出かけた際には、お願いとして、そういう道路等傷んだようなところがあれば適宜御連絡をいただきたいということで、事あるごとにお願いをしておるというところでございます。

○議長（三浦清人君） 課長、町内で、町道で、災害復旧工事のために壊れた箇所というのは何か所ぐらいあるの。分からぬ。

○建設課長（及川幸弘君） ちょっと（聴取不能） ば。

○議長（三浦清人君） あるんでしょう。

○建設課長（及川幸弘君） その他の（聴取不能）。

○議長（三浦清人君） 町長、その政策的なことになるんですが、町道で復興事業のために損傷した道路の、今回の対象外になっている箇所の修理というのは、町としてどのように今後考えるおつもりでしょうか。町長。

○町長（佐藤 仁君） 現状として把握していない部分も多々ございますので、建設課と協議しながらということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦清人君）　日程第9、議案第6号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第6号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、平成29年度葦浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）　細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中　剛君）　議案第6号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度葦浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前26億3,840万8,200円、変更後26億6,191万6,300円。2,350万8,100円の増額です。

契約の相手方は、阿部伊・山庄特定建設工事共同企業体。代表構成員、宮城県本吉郡南三陸町歌津字港175番地2、株式会社阿部伊組、代表取締役阿部隆。構成員、宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝61番地2、山庄建設株式会社、代表取締役山内学治。

議案関係参考資料43ページを御覧ください。

工事場所は、南三陸町歌津葦の浜漁港内外。

工期は、令和3年3月25日です。

40ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6142号防潮堤について、足場工の設計数量が増えることにより、300万円の増額。工事で発生する土砂を他の工事で流用することにより、200万円の減額。

漁業集落防災機能強化事業のうち集落道整備について、当初は待避所整備の計画を、連続して事業用地が確保される箇所について拡幅改良の計画に変更することについて国の了解が得られたため、施工延長の増により、1,900万円の増額など。

以上、合計2,300万円の増額です。

41ページ、42ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

40ページ、下から3番目なんですかけれども、アスファルトの舗装、228メートルで600万円、それが約倍になって1,900万円の増ということは、これどういった形での、本来ならば、素人考えですと、倍か、その前後という、そういうあれなんですか。アスファルト舗装の工事の確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） この集落道整備につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、当初は全長で7か所の待避所といいまして車の擦れ違いができる場所、大体1か所当たり20メートルから30メートルぐらいの拡幅を予定しておりましたが、今回は、先ほども申しましたように、連続して事業用地が確保されるところにつきまして拡幅改良していくということになりましたので、施工延長が大体20メートル掛ける7か所で150メートル程度のものが約430メートルと、失礼しました、230メートルが430メートルに増えておりますので、その分施工費が約4倍になったということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 要は、20メートルの車擦れ違う部分を7か所増やしたので、それでこの金額になったという、そういうあれでよろしいんですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 当初の計画は、その待避所を7か所整備する計画でございましたが、今回は、430メートルほど拡幅改良するということで、併せて道路の排水、いわゆる側溝も新しくするというような計画で工事を進めております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ、さらに確認なんですか、最初何メートルの幅で予定だったのか、それが幾ら広くなったのかだけ伺って終わりとします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 現道は約3メートルでございます。それを1.5メートルから約2メートル拡幅する、7か所拡幅するという計画でございました。今回は全幅5メートルで430メートルほど整備するということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第7号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第7号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第7号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、平成29年度細浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第7号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度細浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前34億4,336万5,320円、変更後34億5,344万3,520円。1,007万8,200円の増額です。

契約の相手方は、渡辺土建・佐千代組特定建設工事共同企業体。代表構成員、宮城県登米市迫町佐沼字大網399番地、株式会社渡辺土建、代表取締役渡辺光悦。構成員、宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田150番地79、株式会社佐千代組、代表取締役佐藤健二。

議案関係参考資料46ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は、南三陸町志津川細浦漁港内外。

工期は、令和3年3月30日です。

44ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6143号防潮堤について、排水側溝の追加により、700万円の増額など。

漁業集落防災機能強化事業のうち細浦集落道について、この集落道が取りついでいます町道等の高低差を処理するため、盛土構造から擁壁構造に変更することにより、100万円の増額など。

以上、合計1,000万円の増額です。

45ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第8号 令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第8号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第8号令和2年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等に係る財源調整を行ったほか、新型コロナウイルス感染症対策に係る所要額を計上したものです。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願ひを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） では、議案第8号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額が336億2,205万2,000円であります。災害復興分といわゆる通常分との割合であります。補正額を加えて通常分が118億3,000万円、率で35.2%。震災復興分が217億9,000万円、率で64.8%となります。

次に、投資的経費の割合ですが、通常分と震災分を合わせた全体での投資的経費の割合は61.9%になります。これを通常予算分だけで分けて見た場合は、投資的経費の割合は12.7%となっております。

2ページ、第1表、歳入歳出予算補正後の款項の構成比を申し上げます。歳入18款繰入金13.3%、それ以外の分が86.7%ということになります。

歳出のほうは、総務費が10.4%、民生費が6.0%、農林水産業費が9.7%、商工費が1.2%、教育費が3.3%、予備費が1.0%、補正されなかった款項の額が68.4%という構成となってございます。

それでは、予算の詳細を説明させていただきます。

7ページを御覧願います。

まず、歳入でございます。

18款2項12目財政調整基金からの繰入金を7,000万円の減額となっております。新型コロナウイルス感染症対策事業に係る財源として基金から充当しておりましたが、歳出の減額相当額を繰入額から減額するものであります。

8ページを御覧願います。

歳出に入ります。

2款総務費から11ページの教育費まで、同じ、同様の理由となりますけれども、今回の補正予算は全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る補正となっております。一括で申し上げますが、それぞれの事業において実績に基づき整理させていただくもので、全て予算執行後に不用額となる見込み分について減額補正をさせていただくものでございますので、全体を通して御覧いただければと思います。

唯一、10ページ最下段、6款商工費1項商工費2目商工振興費19節の扶助費であります。新型コロナウイルス対応融資認定事業者再起支援給付金1,500万円の追加であります。ここについてのみ追加補正とさせていただいております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、融資による資金調達を行った事業者に対し、借入額に応じた給付金を支給することにより事業継続の下支えを行い、地域経済を維持しようとす

る事業を追加させていただくものでございます。

12ページ、予備費につきましては、財源調整ということで端数部分について補正をさせていただきました。

簡単ではございますが、以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1つだけお伺いしたいと思います。補正予算書8ページですね。2款の総務費の6目企画費だけ、財源、財源組替えとはっきり書いてあるところ別にあるんですけれども、ここだけ、新型コロナウイルス対応公募型補助金のみ、国県支出金が増えて一般財源が減っているという内容になっています。一般財源で肩代わりして公募型の財源を用意していたものが国から入ってくるというものだろうとは思うんですけども、それで間違いないかだけ確認させてください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 10ページの商工費、商工振興費の19節扶助費のところですね。ここだけ、1つだけプラスということで、新型コロナウイルス対応融資認定事業者再起支援給付金ということでプラスの数字がということで御説明いただきました。要は資金繰りなんかが困っていらっしゃる方がいらっしゃるという現実を表しているんだと思いますが。この1,510万円ですね。これは何社くらいを対象としているのかお聞かせいただきたく思います。

あと、資金繰り面でのことで言えば、その上に家賃支援給付金というところで2,340万円マイナスになっています。賃貸で入られている事業者の方とか、家賃負担もあって、こういった方も資金繰り面で苦労はされているんだろうなと思うわけなんですけれども。片方でプラスに増額になって、片方でマイナスになっているというところで、何かこう、何ていいですか、アンバランスな感じがするんですけども。この家賃支援給付金、これはどういった業種の方に対して家賃支援を給付する考えだったのか、もともとですね。それで実際のところそんなにも要らなかったということなんでしょうけれども、ちょっと現状どんな感じだったのかお聞かせいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目の今回新規事業として追加させていただきます融資認定事業者再起支援給付金でございますが、先ほど総務課長から説明ありましたとおりでありまして、このコロナの影響を受けまして事業に影響があつて、資金調達が必要になったという事業者さんを支援したいということで、当課でその融資に係りまして認定業務に係りました融資の把握をしてございまして、想定といたしまして約75件になる見込みで予算は計上させていただいております。

もう少し中身を詳しく御説明させていただきますと、75件といいましても、それぞれ事業者さんの形態によりまして借入額というのが違いますので、借入額を大きく6つの区分に区分させていただきまして、その範囲内、例えば100万円から1,000万円、1,000万円から2,000万円みたいな区分を設けさせていただいて、その区分に従いまして給付額を決定して、それぞれ支援をさせていただきたいという制度を今回創設させていただきたいという内容でございます。既に融資はもう昨年末までに実行されているということが前提でございますので、先ほど申し上げた75件が大体マックスかなと見込んでいるところでございます。

あわせて、その上段にあります家賃補助につきましては、そもそも国が家賃支援をするという補助をつくってございまして、そちらの基準が前年度との売上比較が50%以上減少しているというところが該当の要件だったんですね。町として設けた制度は、そこまでなくとも、2割程度その影響があつた部分につきましても町として補助をしていきたいということで制度を設けさせていただきまして、60万円を45件想定しまして2,700万円という予算を計上させていただきましたが、結果といたしまして、影響額が大きくて町の制度ではなくて国の制度に該当するという方が多く見られるということでございまして、年度内に執行できる見込みが大体6件程度となりましたので、六六、三百六十万円程度かということで差し引きまして、今回2,340万円という大きな金額なんですが減額をさせていただくということになります。

今申し上げたとおり、今回の調整には、本当にコロナの影響があつて減額をせざるを得なかつたという部分と、それから回っては国の制度に振り替わることによって減額をするということのものがありましたので、財源が許す限りの範囲でできるだけ地域に支援の効果を落としていきたいということで、この時期でございますが、新しい制度を今回提案させていただいたという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） それほど経済的なダメージがやっぱり大きかったということが実感できました。

新たに創設する再起支援給付金75件ですけれども、これはどういった業種が対象になるのか。生産工場であるとか、あるいは商店であるとか、個人経営の小さなところまでカバーしていくのかどうか。どういった業種、あるいはどういった規模の事業者を対象とするのか、その辺りもちょっとお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 今回、対象としますのは、中小・小規模事業者の皆さんということになります。そのうち宮城県の融資制度であります新型コロナウイルス感染症対応資金、それから危機関連対策資金、それからセーフティネット保証の4号、5号というのが適用になっているんですが、これと、災害復旧の対策資金ということで、この4つの資金を活用して資金調達をされた事業所の皆さんに対して支援をしたいという内容でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 前者も聞いたんですが、私は持続化給付金について少し聞きたいと思います。

持続化給付金は、国の制度として一旦は1月中旬ぐらいで終わったんですが、結局延長というような形になって、駆け込みでその申請をしている人がいると思うんですが、その辺の把握を町の商工観光課ではしているのか。ちょっと私もその制度について商工観光課に聞きましたら、1か月延びたので1月中に申請を出してくれというような話でした。その辺の町の商工中小事業所の、結局、申請というのが町で把握できましたら、その辺お聞かせください。

そして、持続化給付金、なかなか、分かっていても、パソコンで申請とかスマホで申請、その辺もそういった機器に疎い人がいて、私のところにも、どうしたらいいんだべといって、結局はその期間を過ぎてしまったと。今回、商工観光課のほうに行ったら、こういう事業1か月延長しましたということで、私もその聞かれた方に、こういった方法でやるんですよということで、パソコンにたけている人をちょっと紹介しました。それで申請完了して、今、審査中だということです。だから、そういった町民の中小企業でもなかなかその申請の形が分からぬという人が多々あると思うんですが、今回1か月延びたということで、駆け込みというようなことで何件ぐらいの人たちがあったか町では把握しているのか、その辺聞きたいと思います。

あと、今回コロナ対策ということで、町の事業の使われなかった分というか、その分がこうやって今回の補正で出てきましたが。やっぱり私は一番気になるのが、南三陸町独自の10割増し商品券、これというのがずっと気になっています。そして、その中で今月いっぱいとい

うような形のこの制度です。今現在、このてんこ盛り商品券、町で販売して、使用されたのは大体何%ぐらいで、何%残っているのかと。その残っている人たちに関して、もうあと1か月を切りましたというような、そういった周知を防災無線でも言わないと、高齢者の方はそのまま自分のお金が半分入っていても使わなければ無駄になってしまうと。この町としての対策。

その2件をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、まず1点目の持続化給付金につきましては、議員は、手続がデジタル化になっているということでございまして、実はその関係があって、当課ではなかなか把握できないというのが実情です。直接御本人が手続をされるということが前提ということになってございますので、こちらもできれば把握をしたいと思っているんですが、正直なところ、手続をされた方から情報を得て、ああ手続されたんだなというのを把握できているというようなのが実情でございます。ただ、相談業務には応じてございますし、当然、商工会でもそういった内容にはお答えをさせていただいているということでございます。

以前、この予算を計上するときにも答弁したかもしれないんですけども、いずれ、今後、多分こういった感じの手続につきましては、デジタル化というのは避けられないんだろうなと思っております。なお、そのほうが給付の手続も早くなっていくということも前提にあるんだろうなと思いますので、慣れるまではなかなか手續が煩雑であったり、難しさもあるという、間違ったらどうするんだというようなこともありますので、その辺は随時サポート体制にあるところを御利用いただきながら、ぜひ今後はそういったところも対応できるように自らも取り組んでいただければなと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） てんこ盛り商品券の利用状況という部分と、終期の周知を徹底することという御質問だったと思うんですが。

前者の利用の状況につきましては、実際それで買物をした方は、町のほうに請求が最終的に上がってきますのは、事業者がまとめて持ってくるということで、実際の利用されたのと換金を精算する金額というのはタイムラグありますので、そこは何とも言えませんが、換金された、町のほうに請求したのが1億2,000万円程度来ているのかなと。事業費ベースでマックスで1億5,000万円ですので、それぐらいの利用にはなっているのかなと思っています。

それと、買物ができる期間につきましては今月末ということもございますので、そこは担当のほうに既に周知を徹底するよう指示をしておりますし、逆にお店が町側に請求する期限は3月いっぱいとなっていますので、その辺も併せてしっかりと周知徹底を図っていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この持続化給付金の申請なんですが、私の友人も商工会のほうで全部手続をしてもらったと。そして、町のほうでできないのですかと話したらば、やっぱり個人がするんだと。そういうった感じですと、例えば南三陸町ですと、関わりあるところとしては商工会、あと観光協会、そういうったところでこのお手伝い、申請のお手伝い、そういうったのはできなかったのか。その辺、最後にこの問題についてはお聞きしたいと思います。

あと、企画課長の説明ですと、大体1億5,000万円の予算の中で1億2,000万円ぐらいが換金されたと。残り3,000万円。それで、私も何人かの方がうちのほうにもてんこ盛り商品券持ってきてくれて、取りあえず半月間で、申請出せば半月後には落ちてくるというような形なので、それを使用できる事業所も忙しくて、ある程度まとめて3月末、一番遅くとも、その辺で集計ができるとは思うんですが、やっぱり幾らかは残るのかなというような感じで町のほうでは考えているのか。やっぱり100%の換金ってなかなか、すばらしい今回のコロナ対策の事業だとは思いますが、その辺は残るのかなと。何か別の形で、その残って使えなかったとか、後で出てきたという分の使い道を、できれば町のほうではちょっとその辺考慮してもいいのかなと思いますが、それについて再度お答えをお願いします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 昨年の制度が始まった当初は、国でもサポートの窓口を全国に相当の数を設置させていただきまして、この近くですと気仙沼市とかでサポートをして手続をしたというようなことがあったんですが、当然、南三陸商工会でもそのお手伝いをしたという話は随分聞いていますので、そこはしっかりと今後もサポートはしていきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。（「企画課長」の声あり）ああ、7番ちょっと待って。

答弁、はい、企画課長。

○企画課長（及川 明君） いずれ、せっかくお買上げいただいた商品券ですので、買ったものは100%使っていただきたいということで。ただ、期限につきましては、公平性も考えますと、そういうった部分に町として、いいですよと明確な答えを出すことはできませんので、期限は

期限だということになりますので、そこは町のほうで期限を、先ほども申し上げましたが、周知徹底を図っていく、それしかないのかなと思っています。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この持続化給付金の事業に関しては気仙沼市のサポートセンターがあつたような話をしていましたが、先月いっぱい取りあえずこの持続化給付金の制度は申請が多分終了して、もう国のほうでは受け付けないというような状況になっています。そういうふた、何というかな、事業を継続するための事業に関しては、もっともっとやっぱり周知をするべきだったんじゃないかなと。やっぱり弱小企業というのは、個人でやっている、2人で、夫婦でやっているとか、そういった事業はなかなかそういった給付金の申請というのは難しいと思うんですよ。せっかく国でつくったいい制度なので、この辺はできれば町のほうでもっと推進して使ってもらえばいいかなあと結果的には今思っています。

あと、一般質問でも12月にしましたが、期間は決まっていると。町のほうの結局この事業というのは、やっぱり期間の中で町民のほうにもお願いすると。この期間まで、買い求めたならば使ってくださいと。町民のほうでもその辺は気をつけて、無駄のないように、金券ですから、基本的には。だからその辺を考えて、ぜひ町民の方には残らずに使ってほしいと。ただ、周知だけは、町のほうで防災無線、あとは月中の広報、そういったものでやっぱり周知していくことが私は必要だと思いますので、その辺は町のほうにお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何点かお伺いいたします。

まずもって、歳入のほうから。一般財源の繰入金で7,000万円を使いますけれども、これの内訳を説明願います。

それから、先ほど来から、前議員もてんこ盛りの件話していましたけれども、これに1億5,000万円、前の説明ですと1億5,000万円てんこ盛りに使うと。その中で7,000万円の財調を、私の記憶ですよ、が入っていたのかなという思いがいたしましたけれども。そこ違ったら違うでいいんですけども。前回の説明の中ですよ。それで、ここには出てこないんですけども、これは100%、ここに、今回の補正に出てこなかつたということは、ほとんどの額が消化できるという考えでいいのか、その辺と。

それから、新しい事業、先ほどの説明ですと、10ページです、新しい追加の事業が1,500万円追加で出てきました。新型コロナウイルス対応融資認定事業者再起支援給付金というもの

ございます。これはどのぐらいの事業者の対象見込んでいるのか、その辺と。

それから、この扶助費の関係で、その上のコロナ対策で2,300万円、1,000万円と減額あります。これは実績が伴わなかったと見られると思うんですけれども、その解釈でいいのか、補正の見積りが過大だったのか、その辺と。

それから、11ページの観光振興費の一般財源から国庫支出金に組替えがありますけれども、これは、当初、一般財源で予定していたのが、今回、国と県の補助で賄えることになりましたけれども。一般財源が減ったからいいんですけれども、当初の見込みでは一般財源を使う予定だったと思うので、このここの何に使う予定だったのか、組替えの説明をお願いいたします。

それから、教育費の中で11ページ、17備品購入費あります。426万円の減額となっていますけれども、情報端末機器等の購入費の400万円の減額ですけれども、これは400万円というと大きいんですけれども、この辺はどういった、見積りが甘かったのか、それから何か買うのが少なくて済んだのか、400万円の減額の要因をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 7番、1問目なんですがね、この内訳という今質問の内容ですが、何を聞きたいんでしょうか、確認します。

○7番（及川幸子君） てんこ盛り商品券の7,000万円の財調の繰り出しと関係があるのかないのかということです。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） てんこ盛り商品券の事業費総額1億5,000万円の内訳は、最終的な話では、7,500万円が新型コロナ対応の国の予算になります。残りの7,500万円は商品券をお買い求めになる方の負担ということになりますので、今回の一般財源7,000万円減額との因果関係というのは直接はないです。ただし、総額の中での関係は少しあると、そういうことになります。これまで1億2,500万円ほどの一般財源、いわゆる財調を取り崩しての手当てをしながら新型コロナ対応の事業に充ててきていますが、事業費がある程度精査されてきたということで、整理予算ということで、1億2,600万円ほどから7,000万円をさらに一財を、財調を戻すといったようなことになりますので、事業費規模が減ってきたというだけの話だということです。てんこ盛り商品券との因果関係というのは直接的にはございません。ただし、財源内訳の中で調整があったというのは、先ほどの5番議員の御質問の部分でございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、10ページ、19節扶助費の内容につきまして御説明を

させていただきます。

まず、家賃支援補助金につきましては、同様に家賃を補助するという制度を、コロナ対策として国が制度を設けてございまして、その基準が50%以上事業の影響があったというのが基準だったんですが、50%に至らなくても20%の影響があった時点で家賃補助をしたいということで、町の独自事業として予算を構えさせていただきまして、60万円を45件想定した予算を計上させていただきました。結果的に、影響が大きくて、該当される皆さんのはほとんどが国の制度のほうを活用できる内容になったということで、町としては予定した予算を減額させていただいて、6件程度の内容に修正をさせていただいたという内容でございます。

その次の事業組合等再起支援事業につきましては、昨年の2月から12月までの間、事業組合でございますので、その傘下にある企業さんがあるんだと思うんです。そうすると、影響がかなり大きくなるだろうということで、そこへの支援策として予算を構えさせていただいて、昨年、経過を見させていただいたんですが。水産加工が多いんですが、結果として、影響はありながらも、20%というラインを設けさせていただいたんですが、そこまでの影響が出なかつたと、要は頑張っていただいたということでございまして、こちらは、そういった意味では支出する該当がなくなったということになりましたので、これは全額、今回は減額をさせていただいているという内容でございます。

その下が先ほど御説明しました新しい制度でございまして、そこにつきましては、町のほうで融資の認定の手続に関連したもので75の事業所さんを想定いたしまして、総額で1,500万円ほどの予算を計上させていただいたという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 過大な見積りでなかったかというような質問なんですが、その辺は。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 過大な見積りでなかったのかということでございますが、当然に予算計上したときはそのぐらいの影響が出るだろうということでございましたし、アバウトというか、ざっくりとこのぐらいということではなくて、実際に町内で家賃が発生しているであろうという事業所さんを調査しまして、そこが影響が出れば全てそこに網羅していくなければいけないということで想定したことでございますので、過大だったとは思ってございません。

それから、すみません、先ほど答弁1つ漏れまして、観光振興費の財源組替えでございますが、一般財源から今回新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金に財源充当を変えさせていただきましたが、想定していた事業、財源充当した事業は、誘客回復プロモーション業務ということで、仙台市で一定期間イベントを開催させていただきまして、そこに当たった費用

ということになります。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 備品購入費でございますが、今回、総務課長申し上げましたように、この予算書はコロナの1次予算と2次予算を精算すると、それで余った額を一般財源との組替えに使うというようなところが趣旨だということはお分かりだと思います。この備品費で420万円ほど余っておりますが、これに対してコロナの1次と2次の予算を充てたのが2,830万円ぐらいあります。ですから、2,800万円に対して420万円ぐらい残額が出たということにつきましては、入札ですので、その請負差額ということになろうかと思います。執行率を見れば、おおむね85%ぐらいになっておりますので、見積りとしては大きく乖離はなかつたというところと解釈しております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、おのこのコロナの影響については、予算額がそれぞれ残額を残しております。残ったということは、そのコロナの影響がそれほど打撃的に大きくなかったのかなという判断に立つと思うんですけれども、その辺は、その代わり、全額というほど、扶助費については1,660万円が出ております。そういうところは、全額というほど給付が配分されているということになりますけれども。また、この今日の補正に三角になっている減額の部分は、ほとんどのものが残っているというような。若干ですけれども、これが、予算組んだ課長さんにお伺いしますけれども、何%ぐらいの、総体で、ぐらいになるかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 1次、2次、当初事業計画段階の総事業費につきましては6億4,100万円ほどでございました。それで、今回の補正で7,000万円を減額していますが、これまで少しずつ補正で整理してきた事業もございますが、今回の1次、2次の整理段階では、5億5,600万円ほどの総事業費となっています。当然、国の交付限度額については当初と変わりはなく3億8,400万円ほどとなっておりますので、残りの財源につきましては、ほかの県の補助金、あるいはてんこ盛り商品券のように町民の方が負担していただいたとか、あと町の一般財源で負担しているという部分でございます。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ何点か伺いたいと思います。

まず、コロナ対応の補助金の、今回、不用額の補正ということであるやったわけですけれど

も。そこで、前議員も今確認したようですがれども、伺いたいのは、全体としての、1次、2次含め、この執行率何%ぐらい、先ほどの数字を割れば出るんでしょうけれども、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 当初計画ベースと現在の補正の状況からすれば、執行率というよりは、現在の当初から予算の変遷を見ますと86.6%ぐらいなのかなというふうな数字になっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体ざっくり86.6%という、そういう答弁ありました。そこで伺いたいのは、本来ならこの不用額、救済が甘かったんじゃないかと、そういう捉え方もできると思うんですけども。実際、今回ほとんどが不用額なので、本来、手出しの部分とかあるような補助というか、制度上そういうのは無理かもしれないのかもしれませんけれども、そういう部分が一つも見当たらないということは、やはり我々議員もそうなんですけれども、報酬もらってボーナスもらって、町の職員の方も同じような苦境で仕事をしているわけですけれども、やはり一般の方たちは大変な苦境の中で生活しているわけなんですけれども、そこでやはり全額、全項目、不用、不用、不用では、本当に必要な方たちに、この臨時交付金の恩恵というか、それが回ったのかと、そういう思いがするものですから、やはり十分に補助金は行き渡ったのか、そのところの感触というんですか、感覚という、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 様々な補助金がございますので、一つ一つ申し上げることはできませんが、いずれ、今回、財政調整基金の繰入額を7,000万円削ってございますが、それにしても五、六千万円は財調から取り崩している状況でして、そういった中で、今回の不用額という表現が本当に正しいのかどうなのか何とも言えないんですが。実際に入札あるいは見積り、そういったものの差額も含まれてございますので、そこは一定の御理解をいただければなと思います。

補助金につきましては、それぞれの事業において、ある程度行き渡るように見積り精査をしながら計上したつもりでございますので、一定の残が出たという部分については行き渡った結果であるというふうにも考えられますので、そういった考え方のほうがかえっていいのかなと。余ったから行き渡っていないという見方じゃなくて、行き渡った結果だというふうに

捉えていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の答弁のように受け止めさせていただきたいんですけども、やはりそういった場合だと、ある程度過剰にというわけではないんですが、多めに予算を取っていて、十分執行してこういった結果になったんなら分かるんですけども。やはり先ほどの答弁から聞くと、入札の差額の分とか、本来、課長答弁したように、見積もっていた部分が国の分に行って不用になったから不用額が出たという、そういう答弁の中で、やはりこういった補正組む上では、最低限、本来の不用額とこの入札差額なんかの差額の分もざっくりでいいので、ある程度、分かる部分だけでも示していただると、本当にこの大変な生活、苦境の中でいる町民の方たちに伝わるんじゃないかと思いますが、そのところを伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） おっしゃっている質問の趣旨は分かるんですが、これまでも補正予算上で不用額だとか入札差額だとか、そういった表記の説明という部分は設けてございませんので、そこは説明の中で、あるいは質疑の中でお聞きになっていただければ分かるのかなと思います。あえてそれを分けて資料を作成しても、どういった部分に影響といいますか、なるのか、私はちょっと分かりませんが、そこは補正予算書としての説明の部分でございますので、質疑で聞いていただければいいのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 3回終わりましたね。（「じゃあ終わり」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、念のため申し述べておきます。明日2月6日から3月1日までの24日間は休会となりますので、御承知おき願います。

大変御苦労さまでした。

午後 3 時 31 分 散会